

令和5年第4回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年4月17日(月)午後1時32分から午後2時1分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 10名

欠席 農業委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	出席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
2番	阿部 謙一
4番	川上 敦史

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	岡田 健一
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第 1号 令和5年第4回総会までの主な行事について

議案第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第14号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 遊休農地に係る農地法第2条第1項に基づく農地の非該当について

議案第19号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

会 長 　　ただいまより令和5年第4回農業委員会総会を開催いたします。

(あいさつ)

会 長 　　続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、2番 阿部謙一委員と4番 川上敦史委員にお願いします。
それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号令和5年第4回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 　　総会資料の1ページをご覧ください。報告第1号令和5年第4回総会までの主な行事について、ご報告いたします。

3月6日から17日において、新地町議会定例会が役場において開催されました。私のほうで出席しております。

3月24日、防霜対策本部会議が役場にて開催され、鈴木会長が出席しております。

4月10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において永澤委員、川上委員、鈴木文雄委員、岡田委員、常陸係長が現地調査を実施しております。

4月13日、農地中間管理事業事務手続きマニュアル説明会こちらWEB会議のほうで役場で開催されております。常陸係長が出席しております。以上です。

会 長 　　ただ今事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会 長 　　議案第13号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を事務局より説明を求めます

事務局 　　議案第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番及び2番を説明します。議案の2ページになります。賃貸人及び賃借人、届け出のあった農地は、議案に記載のとおりであります。
これにつきましては、2番の賃借人へ農地を譲り渡すため、どちらも令和5年3月30日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会会議におき

まして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 　　ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 　　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 　　異議なしと認め、議案第13号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を原案どおり承認いたします。

会 長 　　議案第14号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から13番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　議案第14号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、事務局より説明いたします。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画案に係る意見を求められているため提出するものであります。

議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番から10番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。貸借人・賃借人・届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりであります。賃借料は1番は10アールあたり6,000円、2番と5番と6番は10アールあたり7,000円、3番と7番から10番は10アールあたり10,000円、4番は10アールあたり3,000円で貸し付ける計画であります。

11番から13番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。貸借人・賃借人・届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりであります。賃借料はすべて10アールあたり10,000円で貸し付ける計画であります。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 　　ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受

けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第14号農用地利用集積計画(案)に係る意見について、利用権設定の1番から13番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 1番について、説明いたします。議案は6ページになります。譲渡人・譲受人・申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、贈与による所有権の移転であります。譲受人は、取得する畑に野菜を栽培する計画であります。

2番について、事務局より説明します。議案は7ページになります。譲渡人・譲受人・申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する畑にイチジクを栽培する計画であります。なお、申請地は山林や原野化している農地もありますが、農地へ復旧して耕作する計画であります。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、問題ないとの意見でしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請につい

て、1番から2番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

会 長 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 1番の説明をいたします。議案の7ページと資料1ページから3ページになります。申請人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は駐車場であります。なお、現地はすでに駐車場として転用しており顛末書の報告も受けております。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありませぬ。申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませぬでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 この件に関しましては、4月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

川上委員 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について、4月10日に永澤広美委員、鈴木文雄委員、岡田義隆委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番については、説明いたします。議案7ページと資料1ページから3ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。事務局の説明のとおり、駐車場として転用しております。現地の周辺は資料に記載のとおりで、平たんな土地であります。転用目的及び防除施設については、議案に記載のとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。以上で現地調査報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。はい、菅野委員

菅野委員 昨年、一昨年と地震の災害が続いているということで、ダンプの駐車が最近非常に多くなっているということから、災害を速やかに復旧させるためには、必要なのかな、とそうのように思っています。以上です。

会 長 他にございませんか。それでは、議案第16号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

会 長 議案第17号農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 1番について説明いたします。議案は8ページ、資料は4ページから6ページになります。設定人、被設定人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は個人住宅で、権利の移動は使用貸借権の設定で期間は30年間あります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、いずれも必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 この件に関しましては、4月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

川上委員 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について、4月10日に 永澤広美委員、鈴木文雄委員、岡田義隆委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明いたします。議案8ページと資料の4ページから6ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の4ページから5ページの記載とおりで、平たんな土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは議案第17号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

会 長 議案第18号 遊休農地に係る農地法第2条第1項に基づく農地の非該当について、1番から162番を事務局より説明を求めます。

事務局 これにつきましては、平成21年12月11日付けの農林水産省経営局長と農村振興局長通知では「利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈(てい)している場合や農地として利用が見込まれない場合は、農地に該当しない旨の判断を行う」という通知に基づき、農地の非該当の審議を行うものであります。なお、56番の農地につきましては、4月11日に所有者の家族より「非農地判断をしないでほしい」との要望を受けたため、56番のみ審議から外させていただきます。

議案の9ページから15ページまでご覧ください。今回、議案に記載されております農地は、令和5年2月1日から2月24日の間に現地調査を行なった結果、161筆、97726㎡が山林・原野化しており農地へ復元が不可能と判断し提出いたしました。本総会で承認されれば、非農地一覧表を作成し、福島県、新地町、福島地方法務局へ送付するとともに、所有者へ「非農地通知書」を送付し登記簿地目の変更登記を行なうよう要請します。なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会におきまし

て、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 56番につきましては、事務局から説明のありましたとおり、「非農地判断をしないでほしい」との要望により、審議はいたしませんのでよろしくお願いたします。

会 長 この件の1番から6番に関しましては、2月1日に、現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

永澤委員 2月1日、鈴木 功会長、鈴木文雄委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。1番から6番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。7番から33番に関しましては、2月7日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

荒 委員 2月7日、目黒敏雄 委員、横山 智 委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

7番から33番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。34番から39番に関しましては、2月21日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

清野職務代理 2月21日、岡田義隆委員、加藤 博委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

34番から39番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第

2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。40番から55番と57番から123番に関しましては、2月2日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

川上委員 2月2日、菅野昌孝委員、小野裕康委員、中村雄志委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

40番から55番と57番から123番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、農地に復元するには物理的な条件整備が著しく困難であり、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。124番から131番に関しましては、2月2日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

星 委員 2月22日、阿部庄一委員、阿部謙一委員、石田敏裕委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

124番から131番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。132番から162番に関しましては、2月24日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

後藤委員 2月24日、吉田栄喜委員、渡部和志委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

132番から162番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法

第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。
以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。質疑に入る前に、何か補足意見があれば、願
いします。

[発言する人なし]

会 長 ありがとうございます。それでは、議案第18号の1番から55番と
57番から162番について質疑に入ります。何かご質問、ご意見のある方
はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 質問もないようですので、議案第18号の1番から55番と57番から
162番を原案どおり承認することに、異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第18号 遊休農地に係る農地法第2条第1項に基
づく農地の非該当について、1番から55番と57番から162番を原案の
とおり承認し、所有者へ非農地通知書を発行いたします。

会 長 議案第19号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局よ
り説明を求めます。

事務局 議案第19号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、説明いた
します。

議案の16ページから18ページをご覧ください。

これについては、令和4年2月25日付けの農林水産省経営局長及び農地政
策課長通知に基づき、農地等の利用における最適化の推進を図るため、年度
ごとに最適化活動の目標の設定し、翌年度に点検・評価を行うことが義務付
けられております。この過程において、農業委員会の最適化活動を検証する
ため、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、議案として提出いた
しました。

この目標の設定等につきましては、農林水産省経営局長通知に基づき、福
島県農業会議へ事前に審査して頂いたところ、4月10日付けで福島県農業
会議より適切に設定されているとの通知を受けております。議決された場

合、活動計画は福島県知事、新地町長、福島県農業振興公社理事長へ報告するとともに、全国農業会議のホームページにて公表する予定であります。

なお、農地利用最適化推進委員会にて、推進委員より意見を伺いましたが、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 質問もないようですので、原案どおり承認することに、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第19号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり決定し、福島県知事、新地町長、福島県農業振興公社理事長へ報告いたします。

会 長 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和5年第4回農業委員会総会を閉会いたします。